

# 平成23年度国民健康保険税の 納税通知書をお届けします

#### ■国民健康保険制度

国民健康保険は、病気やけがに備えて加入者が国民 健康保険税を出し合って医療費などに充てる「助け合 いの制度」です。美郷町に住所のある方で、社会保険 など他の医療保険に加入していない方は、すべて国民 健康保険に加入することになります。

#### ■国民健康保険税

国民健康保険税は、世帯内で国民健康保険に加入し ている方の昨年中の所得額などに基づいて計算され、 世帯単位で課税されます。4月から翌年の3月分まで を年間の保険税として計算します。世帯ごとに加入す るため、世帯のどなたかが国民健康保険に加入してい の方のお名前で納税通知書が届くことになります。お 届けは7月中旬を予定しています。

#### ■納付方法

納付方法は「納付書または口座振替による納付」と、 年金の金額や国保加入者の年齢などにより該当する 「年金からの天引き」があります。お届けした納税通 知書でご自分の納付方法をご確認ください。「年金か らの天引き」の方は、お申し出により口座振替に変更 することができます(過去2年間、国保税の滞納がな い方に限ります)。手続きについては、税務課までお 問い合わせください。

#### ■納付が困難なとき

特別な事情により納付が困難なときは、未納のまま にしないで早めにご相談ください。分割して納める方 れば、世帯主の方が加入していない場合でも、世帯主 法や、場合によっては減免制度が適用になることもあ ります。

#### ■平成23年度の税率

| 項目                 | 医療保険分   | 後期高齢者支援金分 | 介護保険分※ |
|--------------------|---------|-----------|--------|
| 所得割額(所得に応じて計算)     | 6.6%    | 2.2%      | 1.4%   |
| 資産割額(固定資産税額に応じて計算) | 28.1%   | 10.7%     | 8.2%   |
| 均等割額(加入者数に応じて計算)   | 22,300円 | 7,500円    | 7,100円 |
| 平等割額(1世帯いくらと計算)    | 21,300円 | 6,900円    | 4,200円 |
| 賦課限度額(上限額)         | 51万円    | 14万円      | 12万円   |

※介護保険分は45歳以上65歳未満の方分が国民健康保険税に算入されます。 65歳以上の方は、それぞれ個人の年金から天引きされます。

# 8月1日(月)は国民健康保険税・固定資産税・ 後期高齢者医療保険料の納期限です

## ■各税の納期限(□座振替日)

| 項目               | 期別       | 納期限(□座振替日)           |
|------------------|----------|----------------------|
| 国民健康保険税(普通徴収)    | 1 期・一括納付 | 8月1日(月)              |
| 固定資産税            | 2期       | 8月1日(月) ※1期は5月31日(火) |
| 後期高齢者医療保険料(普通徴収) | 1期・一括納付  | 8月1日(月)              |
| 町県民税(普通徴収)       | 1期・一括納付  | 6月30日(木) 納め忘れは       |
| 軽自動車税            | 全期       | 5月31日(火) ありませんか?     |

## ■次の税や使用料などの納付には、□座振替が利用で ■□座振替を希望する方は、次の取り扱い金融機関で きます。

- ①町税 ②簡易水道使用料 ③下水道使用料
- ④農業集落排水施設使用料 ⑤住宅使用料
- ⑥保育園保育料 (7)児童クラブ利用料
- ⑧幼稚園授業料 ⑨学校給食費
- ⑩下水道受益者負担金 ⑪後期高齢者医療保険料

# お申し込みください。

- ○秋田銀行 ○北都銀行 ○羽後信用金庫
- ○秋田おばこ農協 ○秋田ふるさと農協
- ○ゆうちょ銀行
- ※手続きには通帳と金融機関に届け出している印鑑が 必要です。

問い合わせ●町税務課 ☎0187(84)4902





## 後期高齢者医療の「保険証」が更新されます

## 8月1日に更新されます 後期高齢者医療の保険証

後期高齢者医療の「保険証」は毎年8月1日に更新 されます。新しい保険証は7月下旬に送付されます。 申請手続きの必要はありません。

8月1日以降は新しい保険証を使用してください。ま た、保険証は被保険者の所得に応じて自己負担割合が 1割の場合と3割の場合がありますので、確認してくだ さい。



▲新しい保険証

#### 【現在使用している保険証】

有効期限●7月31日まで※8月1日以降は使用できません。 【新しい保険証】

有効期限 平成23年8月1日から 平成24年7月31日まで(1年間)

## 新規交付は申請してください 限度額適用・標準負担額減額認定証の更新

平成22年の所得で世帯員全員が住民税非課税となる 世帯の方は、入院時の食事代と1カ月の医療費自己負 担限度額が減額になる「限度額適用・標準負担額減額 認定証」の交付を受けられます。

現在、交付を受け、引き続き世帯員全員が住民税非 課税となる世帯の方には、8月1日から有効となる新 しい認定証を保険証と一緒に送付します。

なお、これまで交付を受けていない方は申請が必要 です。新規に交付を希望する方は町福祉保健課医療保 険班に申請してください。

# 後期高齢者医療の「保険料」が決定しました

## 7月上旬に送付します 後期高齢者医療保険料決定通知

平成22年中の所得に応じて確定した平成23 年度の後期高齢者医療保険料を7月上旬に通 知します。

保険料の納付方法は、特別徴収(年金から の徴収)と普通徴収(口座振替または納付書 による徴収)があります。原則として特別徴 収(年金からの徴収)になっていますが、口 座振替に変更することができます。詳しくは 町福祉保健課医療保険班までご相談ください。

## 所得に応じて軽減されます 平成23年度保険料軽減措置

後期高齢者医療の保険料は、県内の加入者 全員に等しく納めていただく「均等割額」と、 加入者本人の基礎控除後所得に応じて納めて いただく「所得割額」があります。

## 【均等割額】38.925円

【所得割額】基礎控除後の被保険者本人の 総所得金額× 7.18%

また、保険料は世帯主および被保険者の所 得に応じて、右の表の通り軽減されます。

#### ■均等割額の軽減

※納付額は100円未満切捨て

| 世帯主および被保険者の<br>総所得金額の基準                                | 軽減割合 | 軽減後の<br>均等割額 |
|--|------|--------------|
| 基礎控除額(330,000円)  | 8.5割 | 5,838円       |
| 被保険者全員の年金収入が80万<br>円以下で、そのほか各所得がない                     | 9割   | 3,892円       |
| 基礎控除額(330,000円)<br>+245,000円×被保険者の数<br>(世帯主である被保険者を除く) | 5割   | 19,462円      |
| 基礎控除額(330,000円)<br>+350,000円×被保険者の数                    | 2割   | 31,140円      |

#### ■所得割額の軽減

| 被保険者本人の総所得金額等(基礎控除後)                | 軽減割合 |
|-------------------------------------|------|
| 58万円以下<br>(年金収入のみの場合は153万円~211万円以下) | 5割   |

## ■職場の健康保険等の扶養者であった方の軽減

| 該当する方の条件等                             | 軽減割合 | 均等割額   |  |  |
|---------------------------------------|------|--------|--|--|
| 後期高齢者医療に加入する前日に職<br>場の健康保険等の被扶養者であった方 | 9割   | 3,892円 |  |  |

※国民健康保険(国保)と国民健康保険組合(国保組合)に加 入していた方は軽減措置の対象になりません。

問い合わせ●町福祉保健課 医療保険班 ☎0187(84)4907